

障害福祉サービス事業所職員 奨学金返済・育成支援事業



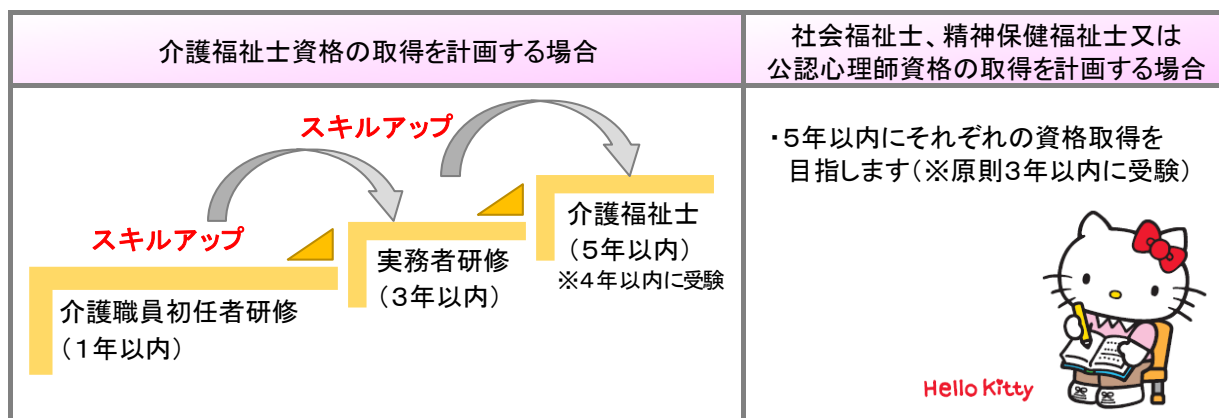
Hello Kitty

都内の障害福祉サービス等事業所等に、常勤福祉・介護職員として就職された方を対象に、奨学金返済を支援します！

計画的に、介護職系・相談職系の資格取得を目指せます！！

事業の内容

- 東京都内の障害福祉サービス等事業所等で、常勤の福祉・介護職員として働きながら、学校等に奨学金を返済している方に、奨学金返済相当額を支給します。
(奨学金返済相当額は、勤務されている障害福祉サービス等事業所等から支給されます。)
- 障害福祉サービス等事業所等が作成する「育成計画」に基づき、以下の資格取得を目指せます。



対象となる奨学金

以下の貸与型奨学金が対象となります。

- ・日本学生支援機構（JASSO）
- ・地方公共団体（※高校奨学金事業については、都道府県の所管する公益法人も含む。）
- ・学校等（大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、高等学校）

対象者(主な要件)

- ・就職する以前に、障害及び高齢分野において、福祉・介護職員として、通算6か月を超えて勤務した経験がないこと（学生時代のアルバイト等経験を除く。）
- ・社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士及び公認心理師資格をいずれも有しておらず、奨学金を返済中であること

※ 補助要件等については、毎年度見直しの可能性がありますので、ご了承ください。本チラシは令和6年度要件に基づき作成されています。

<お問い合わせ先>

公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室

電話：03-6302-0280 メールアドレス：s-syogakuin@fukushizaidan.jp

裏面も
ご覧ください

対象事業所

対象サービス			
居宅介護	重度障害者等包括支援	共同生活援助（指定共同生活援助）	保育所等訪問支援
重度訪問介護	施設入所支援	共同生活援助（日中サービス支援型）	福祉型障害児入所施設
同行援護	自立訓練（機能訓練）	共同生活援助（外部サービス利用型指定共同生活援助）	医療型障害児入所施設
行動援護	自立訓練（生活訓練）	児童発達支援	自立生活援助
療養介護	就労移行支援	医療型児童発達支援	就労定着支援
生活介護	就労継続支援（A型）	放課後等デイサービス	医療型障害児入所施設
短期入所	就労継続支援（B型）	居宅訪問型児童発達支援	

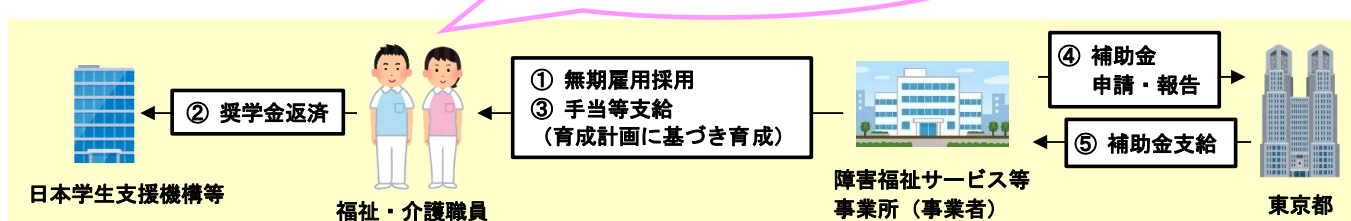
- 「奨学金返済支援制度」を有している事業所（本事業活用事業所に限る。）については、東京都福祉保健財団にお問い合わせください。
※非公表希望の事業所はお教えできないため、予めご了承ください。

本事業の支援を受けるには…

- 就職先の事業者に対し、本事業を活用しているか、もしくは活用する予定があるかご確認ください。
- ご自身が対象者要件に該当するか否か、就職した年度の本事業の対象者要件（※）をご確認ください。対象者要件に該当する場合、就職先の事業者に対し、本事業の活用による手当等の支給を受けることができるかご確認ください。
（※）該当年度の対象者要件は、東京都福祉保健財団 HP に掲載されている、該当年度の「事業者向けチラシ」又は「補助金の手引き」にてご確認ください。
- 本事業の東京都への申請は、事業者が行います。

本事業は、事業者が職員に奨学金返済相当額を手当等として支給した場合に、事業者に対して東京都が補助金を支給する事業です。

<本事業の流れ>



- ① 障害福祉サービス等事業者は無期雇用の常勤福祉・介護職員として採用される。
- ② 日本学生支援機構や地方公共団体、学校等の貸与型奨学金を返済する。（月賦・月賦半年賦等）
- ③ 障害福祉サービス等事業所（事業者）より、奨学金返済相当額として手当等が支給される。（上限月5万円・上限5年間）
- ④ 障害福祉サービス等事業者は東京都（※2）に対し、対象職員に支給した奨学金返済手当等の実績額を報告する。
- ⑤ 東京都より障害福祉サービス等事業者に対し、補助金が支給される。

（※1）社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師

（※2）書類提出先は、東京都福祉保健財団となります。